

解説

私たちの環境を守るためにどんな法令があるのでしょうか？

－環境法令の概要－

◆環境基本法とは？

今日の環境法令は、平成5年に制定された環境基本法を頂点として、ひとつの法体系として整理されました。環境基本法は、①環境の恵沢の享受と継承等、②環境への負荷の少ない持続発展が可能な社会の構築等、③国際的協力による地球環境保全の積極的推進を、基本理念としています。この環境基本法をもとに、国民の権利義務に関わる事項を具体的に規定した各個別法が定められています。

◆公害の対策について

我が国において環境法令が整備された背景には主に公害の対策があげられます。特に1960年代以降、各地で深刻な被害が発生しました。公害は現在7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）が定義されており、下記の法律は主にこれらの公害の防止・対策のために制定されました。

公害対策に関する主な法律

大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年）、農用地土壤汚染防止法（昭和45年）、土壤汚染対策法（平成14年）、騒音規制法（昭和43年）、振動規制法（昭和51年）悪臭防止法（昭和46年）、下水道法（昭和33年）

◆有害物質の対策について

近年の環境問題として、自然界にほとんど存在しない物質が意図的、副次的に生産されていることがあります。フロンガスによるオゾン層の破壊や、ダイオキシンによる人体への悪影響などの問題がそうです。これらの物質に対する対策として下記の法律が制定されています。

有害物質に関する主な法律

フロン回収破壊法（平成13年）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）、化学物質排出把握管理促進法（昭和48年）、化学物質管理法（平成11年）

◆廃棄物・リサイクルについて

現代の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の時代から脱却し、資源の消費を抑制すること、多様化した廃棄物の適切な処理を行うことが急務となっています。このため近年では廃棄物やリサイクルのための法律が多く制定・改正されています。

廃棄物・リサイクルに関する主な法律

廃棄物処理法（昭和 45 年）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）、資源有効利用促進法（平成 12 年）、容器包装リサイクル法（平成 7 年）、家電リサイクル法（平成 10 年）、自動車リサイクル法（平成 14 年）、食品リサイクル法（平成 12 年）、建設リサイクル法（平成 12 年）

◆自然環境の保全について

自然環境を保全する環境法令には国立公園制度や自然環境保全法による地域を保全するものと、天然記念物や種の保存法などによる生物の種を保全する法律に分けられます。また、近年では帰化動植物による生態系への影響もでてきたことから、外来生物法など新たな法律が制定されています。

自然環境の保全に関する主な法律

自然公園法（国立・国定公園制度、昭和 32 年）、自然環境保全法（昭和 47 年）、文化財保護法（昭和 25 年）、種の保存法（平成 4 年）、外来生物法（平成 17 年）

◆その他

上記の他、持続可能な社会を実現するためにさまざまな法律が定められています。

その他の主な法律

省エネ法（昭和 54 年）、環境影響評価法（平成 9 年）、地球温暖化対策推進法（平成 10 年）、グリーン購入法（平成 14 年）、環境配慮促進法（平成 16 年）、景観法（平成 16 年）

◆長野県や千曲市における条例は？

長野県及び千曲市においても、国の法律以外に公害防止及び環境保全の条例を定めています。これらの趣旨は国の環境法と同様のものですが、内容はより地域に根ざしたものとなっています。

長野県及び千曲市の環境に関する主な条例

【長野県】

環境基本条例（平成 8 年）、県立自然公園条例（昭和 35 年）、自然環境保全条例（昭和 46 年）、公害防止条例（昭和 48 年）、水環境保全条例（平成 4 年）、希少野生動植物保護条例（平成 15 年）

【千曲市】

環境基本条例（平成 15 年）、生活環境保全条例（平成 15 年）、廃棄物処理条例（平成 15 年）、清潔で美しい環境づくりをめざす条例（平成 15 年）